

# 環境・生物多様性保全に対する方針



環境方針 1999年10月(制定) 2010年4月(改定)

滋賀銀行は、「未来からの預かりもの」である琵琶湖を擁する滋賀県の地元銀行として、「環境金融」の更なる充実により、持続可能な社会づくりに貢献するとの使命を再認識し、「お金の流れで地球環境を守る」との気概で、「地球温暖化防止」ならびに「生物多様性保全」に向けた取り組みの実現に努めてまいります。

## 1. 省資源・省エネルギー活動

省資源・省エネルギー・リサイクル活動等の「エコオフィスづくり」を推進し、環境負荷の低減に努めます。

## 2. 金融サービスを通じた環境保全

環境対応型金融商品・サービスの開発・推進ならびに情報提供を通して、琵琶湖をはじめとする地球環境保全への取り組みを、地域と連携して行います。

## 3. 環境関連法規等の順守

環境に関連する法規制、および滋賀銀行ならびにグループが同意するその他の要求事項を順守します。

## 4. 全員参加と啓発

役職員一人ひとりが環境問題に関する認識を深め、地域社会の環境保全活動を推進するために、積極的な啓発活動に取り組みます。

## 5. 環境方針の公開

この環境方針を役職員および当行のために働く全ての人に周知し、広く内外に公開します。



生物多様性保全方針 2010年8月(制定)

滋賀銀行は、多彩ないのちを育む世界有数の古代湖・琵琶湖畔に本拠を置く企業の社会的使命として、経営に環境を取り込んだ「環境経営」を実践し、地域の皆さまとともに「地球の恵み」である生物多様性の保全、さらには持続可能な社会の実現に努めてまいります。

1. 役職員全員が生物多様性への理解を深めるとともに、生物多様性の保全およびその持続可能な利用に貢献する活動を展開します。
2. 琵琶湖をはじめとする自然がもたらす豊かな恵みに感謝し、それらを未来に引き継ぐため、地域の皆さまと手を携え、生物多様性保全への取り組みを拡大、強化してまいります。
3. 生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する「環境対応型金融商品・サービスの開発、提供」の充実に努め、地域の皆さまとともに「生物多様性と経済の調和」を図ります。

